

レンタル約款

(スーツケース・海外旅行用品)

この度は、ミッション・レンタル ギア(以下、甲という)の商品をご利用戴きまして有難くお礼申し上げます。
お客様に甲所有のスーツケース等の商品及びその商品全ての部品・付属品（以下商品という）をご利用戴きます際は、次の事項についてご承諾戴けます様お願い申し上げます。

1 契約
お客様と甲との間に発生するレンタルに関する契約は、特別な契約書類を作成しない限り、以下の約款を適用します。

2 商品の賃貸借
甲は、お客様に対し商品を賃貸し、お客様はこれを賃借するものとします。

3 レンタル契約の成立
お客様は本レンタル約款を承諾の上、甲にレンタル利用の申し込みをするものとし、甲からの正式予約完了のメール送付又は電話をお入れした時点でレンタル契約は成立します。
但し、契約成立前、契約成立後に関わらず、何らかの理由で商品を賃貸出来ない場合、甲はお客様に対しその理由を説明する義務は負わないものとします。

4 レンタル期間
レンタル期間は、下記の通りです。
① 宅配の場合 … お客様が指定した日時に商品を配達した日から、返送の為、運送業者等に手渡しした日に終了。
② 来店の場合 … お客様が店頭にて商品を受取りになられた日から、店頭への返却が完了した日に終了。
レンタル料金の換算期間は、ご旅行出発日からご旅行終了日迄の日数となります。

5 商品の配送・返送
商品の配送は原則として甲指定の運送業者でのお届けとなります。
返却の際は、商品に同封の「ご返却方法」の手順に従って、配送時と同じ運送業者を利用の上返却して戴くものとします。
甲指定以外の運送方法でご返送された場合には、それにかかる実費分を別途ご請求させて戴きます。

6 宅配利用の場合の商品確認
宅配をご利用の場合、商品お受取り後すぐに梱包等を開封し、お客様自身で商品の形状、数量等に関してご点検下さい。
その時点で、利用困難な程度の破損や数量不足など、何らかの問題が生じている場合には、直ちにご連絡戴くものとし、甲は速やかに対応するものとします。
原則、下記時間内にお客様からのご連絡がない場合、その商品は正常なものと判断させて戴き、それ以降のクレームは受け付けないものと致します。
〔到着後対応受付時間〕
① 商品のお受取りが午前中の場合は、お受取り当日の甲営業時間内にご連絡。
② 商品のお受取りが午後の場合は、翌営業日の午前中迄にご連絡。

7 ご利用料金
ご利用料金は、各商品のレンタル期間に応じて定められたレンタル料金及び地域別の往復配送料金の合計となります。
代金引換の場合、別途代引手数料が掛ります。各種掲載のレンタル料金及び配送料金は、税込価格となります。

8 お支払方法
お支払方法は、下記の通りです。但し、特別な契約書類による取り決めがある場合にはそれに従うものとします。
① 宅配の場合 … クレジットカード決済、銀行振込、代金引換よりご選択。
② 来店の場合 … 現金払い。

9 キャンセル
お受取り日の4日前迄のお申し出の場合、キャンセル手数料は無料です。キャンセル手数料は、下記に定める通りです。
【 キャンセル手数料 】
① お受取り日の4日前まで …………… 無料
② お受取り日の3日前～前日 …… レンタル料金* × 25% + 往復宅配料
③ お受取り当日以降 …………… レンタル料金* × 100% + 往復宅配料
※レンタル料金とは、各商品において定められた最短日数でのレンタル料金とします。
※上記の他、ご返金、ご請求に関わらず、振込手数料は別途ご負担戴きます。

[ミッション・レンタルギア]

10 レンタル期間の延長
レンタル期間の延長をご希望される場合には、お客様が返却予定日前に甲に必ず電話連絡にて申し出をして戴き、その上で甲の承諾があれば可能となります。 但し、当該商品に次の予約が入っている場合などは延長できません。
延長となった場合には、甲規定の延長料金を銀行振込にてお支払い戴きます。

11 レンタル期間中の中途解約(期間の短縮)
レンタル期間中は中途で解約なされた場合であっても、当初定めたレンタル期間の料金のご返金は出来ません。

12 商品返却の遅滞
商品の延長が出来ない(甲の承諾が取れない)状況において、返却を遅延された場合、又は甲への連絡なしに返却を遅滞された場合は、甲規定の延滞料金（延長料金の2倍×日数分）を戴きます。

13 商品の管理
甲は、お客様が商品のご利用期間中においても確認、点検をいつでもできるものとします。
ご利用になるお客様は、各商品の使用目的に合った通常の用法でご使用になり、保管については充分なご注意をお願い致します。

14 商品の破損と紛失等
甲へ商品の返却に際し、通常的使用方法において発生する、汚れや小キズ等については問題ありません。
故意・明らかな不注意による商品の破損、紛失の場合には、当該商品の修理又は新規購入に要する費用を弁償して戴きます。
但し、航空会社等の『破損証明書(Damage Report)』がある場合には、弁償金が免除されます。
航空会社の責による破損等でも『破損証明書(Damage Report)』がない場合は、弁償金は免除されません。

15 請求代金の支払遅延利息
レンタル商品の破損、紛失等の為、甲より請求された代金の支払いが指定期日を経過した場合、支払遅延利息として請求代金の14.6%が加算されます。

16 免責事項
下記の項目及び、それに類する事に関して、甲は一切の責任を負いません。
・お客様の不注意による商品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
・甲は商品のメンテナンス、各機能操作確認後の上、お客様に商品をお渡しした後、輸送期間中の事故を含みお客様に生じた、使用目的を達しない等の損害。

17 利用上の禁止等
お客様は商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転賃、占有等を行うことはできません。
また、商品を改装、改造することはできません。

18 通知義務
商品について第三者の差押、または権利主張の発生のおそれがある場合は直ちに甲にその旨通知して戴きます。

19 商品の盗難・被災・紛失
商品が盗難、火災事故にあった場合は、盗難証明、被災証明をとって戴きます。
甲にて保険給付を受けた場合には損害賠償金は戴きません。
但し、商品の紛失の場合は、紛失した商品と同等の現物もしくは相当する金額にて、弁償して戴きます。

20 契約の解除
お客様が万一この約款に違反した場合、甲は特別の通知、催告なしで、この契約を解除できるものとします。
この場合、お客様には直ちに商品を返却していただくものとし、甲の手元に戻るまでの期間のレンタル料金及び追加料金を戴きます。

21 管轄裁判所
本契約に関して紛争が生じた場合には、第一審の管轄裁判所は、甲所在地を管轄する地方裁判所と致します。

以上

[ミッション・レンタルギア]